平成２４年（フ）第１６３号
奈良県大和高田市旭北町７番15号　メゾン旭２号室
債務者　志茂　和子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
奈良県大和高田市礒野新町２番１―517号　ワシントンアヴェニュー
債務者　山本　清美（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
奈良県大和高田市昭和町３番34号
債務者　細谷　徳法
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
奈良県橿原市内膳町５丁目３番20号
債務者　坂本　圭子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
奈良県宇陀市榛原萩原2333番地
債務者　田中　安男
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３６７号
埼玉県入間市大字下藤沢902番地10　サンライズ１―407
債務者　野口　輝雄
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４６０号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅33棟305号
債務者　中里　　烈
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６４号
川崎市麻生区東百合丘２丁目15番６号
債務者　櫻井志美子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
川崎市中原区上小田中１丁目13番20号　シムラハイツ103、前住所川崎市高津区坂戸３丁目24番８―107号　グランデメゾン大石
債務者　佐渡　　保
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
川崎市宮前区宮崎３丁目５番地44　ソウマ２号
債務者　渡邉まゆみ（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
川崎市中原区上丸子天神町380番地　ベルポアン新丸子106、前住所川崎市中原区上小田中２丁目５番６―302号
債務者　梅山　幸久
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
川崎市幸区南加瀬５丁目38番２―116号　シャルマン南加瀬
債務者　西村　文代（旧姓濱・木越）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
川崎市宮前区野川956番地67　サニーフラット201、前住所川崎市宮前区平２丁目23番16―505号
債務者　白川　　仁
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２２４号
神奈川県藤沢市亀井野３丁目12番地の９　サニーヒル湘南203
債務者　坂田　賢彦
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６２号
横浜市旭区三反田町218番地９　コンフォート三反田102
債務者　戸倉　慎吾
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部